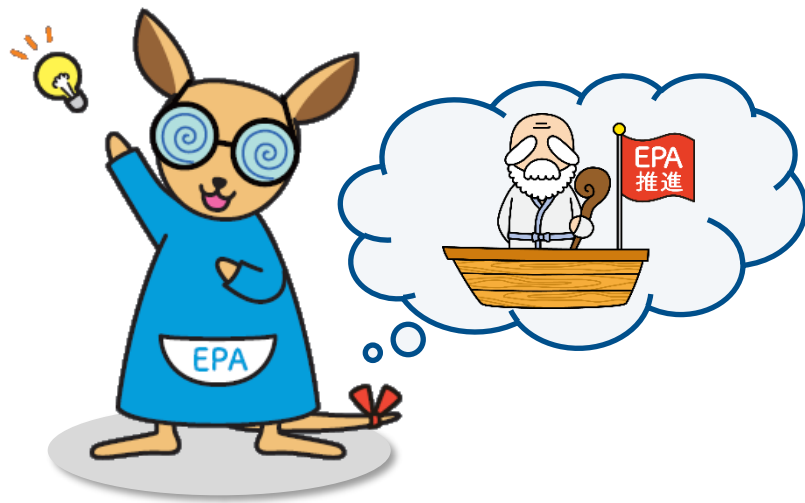


EPA利用のための原産地証明 ～初心者ガイド～

Ⅵ：サプライヤー証明書とは？ デミニマスルールとは？



2023年9月1日
東京共同会計事務所

登場人物

今回のワークショップは、輸出者から依頼されて、生産者が原産性を判断する前提です（※）



金具メーカー社員
関るい（愛称ルー）

金具メーカー社員の関るいです！ルーちゃんと呼んでください！
ルーちゃんマークの箇所は生産者にとっての重要ポイントの説明となります。



材料メーカー社員
法律子（愛称ポー）

材料メーカー社員の法律子です！ポーさんと呼んでください！
ポーさんマークの箇所は、サプライヤーにとっての重要ポイントとなります。



商社社員
原規則（愛称ゲン）

輸出商社社員の原規則です！ゲンさんと呼ばれております。
ゲンさんマークの箇所は、輸出者にとっての重要ポイントの説明となります。

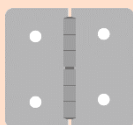


EPAの先生
オリ爺

EPAの先生、オリ爺じゃ！
今日は私がみなさんにEPAについて説明をしていきますぞ。

（※）輸出者で、生産者より情報を得て原産性を判断する場合は、生産者のマークを見てください。

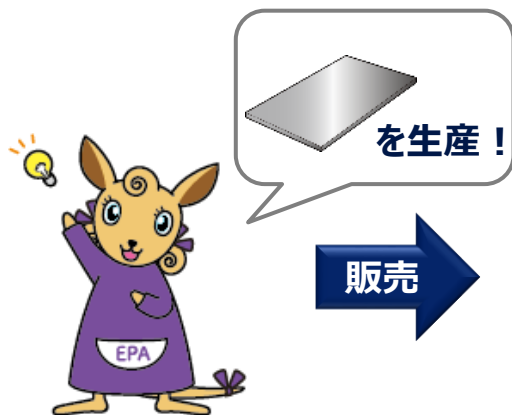
それぞれの立場の確認



ちょうつがい

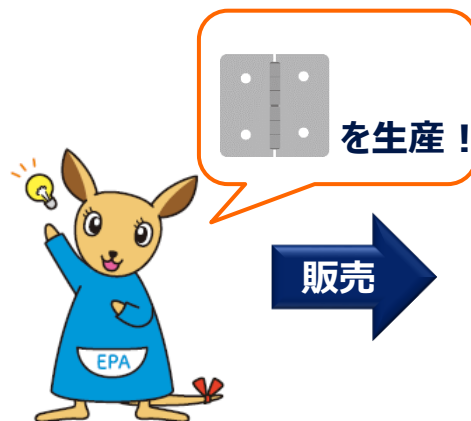
を輸出する場合…

※輸出品の原産性を生産者が確認する場合



サプライヤー とは…

輸出品ではなく、
輸出品の材料の生産者。
輸出品の材料が
原産材料であることの
証明をすることができる。



生産者 とは…

輸出品の生産者。
輸出品が**原産品**である
ことの証明をすることが
できる。

※日豪EPA、RCEPでは原産地証明書を
申請することも可能

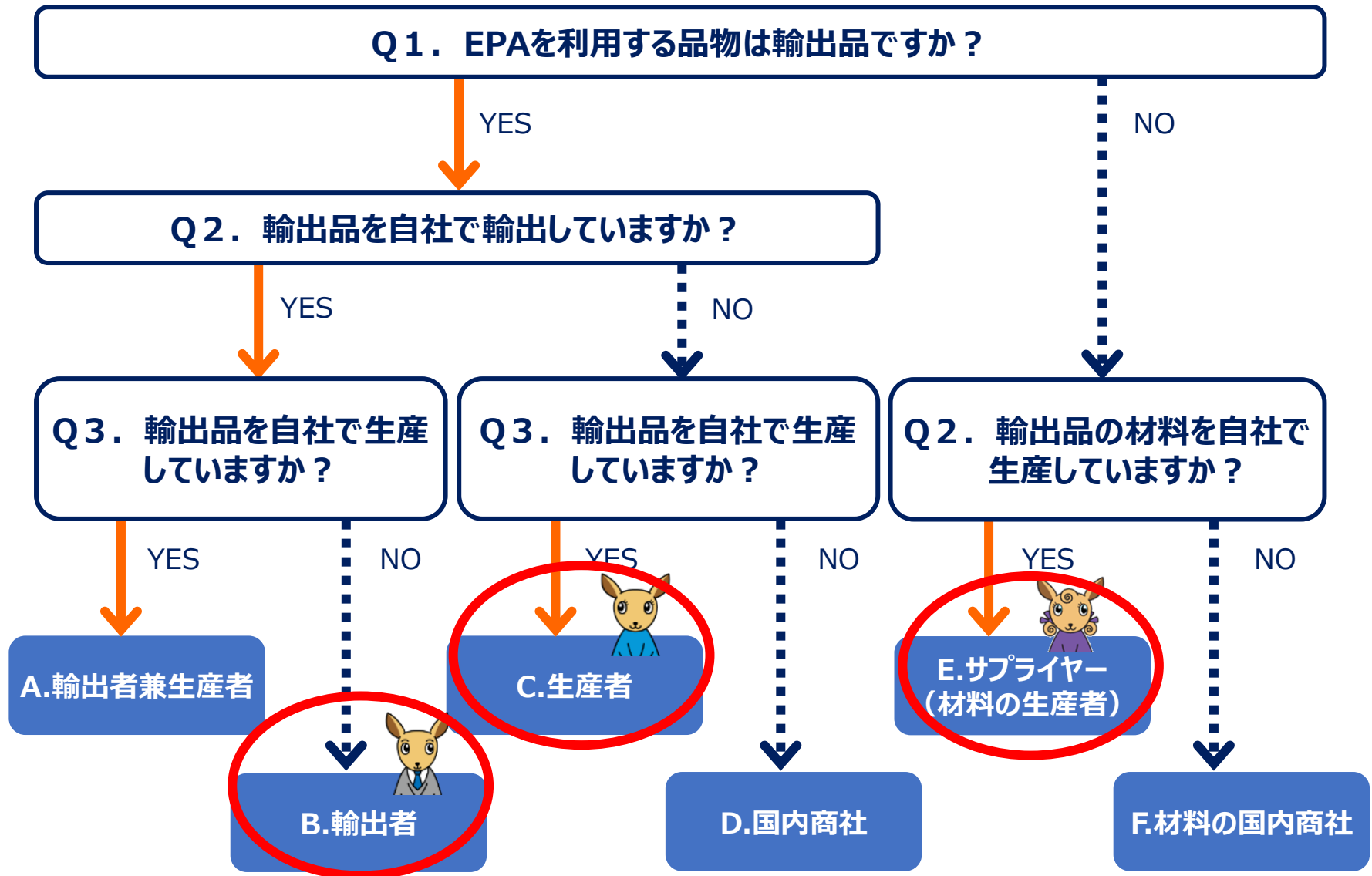


輸出者 とは…

輸出品を締約国へ輸出。
生産者から、輸出品が
原産品であることの誓約を
もらい、**原産地証明書**
(**自己申告書**)を申請
(作成)できる。



まず、自社の商流上の立場を確認してみよう！



ワークショップ受講診断チャート

D.国内商社

F.材料の国内商社

の方もご興味あれば、是非受講してください！

基礎

I : EPAの基本のキ！

B.輸出者



A.輸出者兼生産者

C.生産者



E.サプライヤー
(材料の生産者)



II-1 : HSコードとはどんなもの？

II-2 : 関税率を確認してみよう！

生産者から情報を受け
輸出者が原産性を判断
する場合はAパターン

III : CTCルール・VAルールとは？

IV-1 : CTCルールの対比表を作ってみよう！

IV-2 : VAルールの計算WSを作ってみよう！

応用



本日！

V : 依頼者への回答方法
(同意通知、自己申告書、サプライヤー証明書)

VI : サプライヤー証明書とは？
デミニマスルールとは？

原産品であることを明らかにするための資料

<Ⅳ-1：CTCルールの対比表を作ってみよう！>

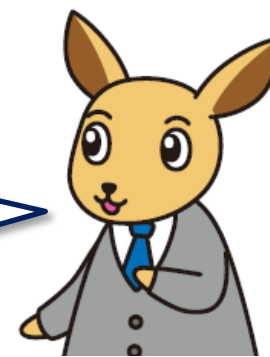
<Ⅳ-2：VAルールの計算ワークシートを作ってみよう！>



生産者

ゲンさん、使うルールが分かったら
その後、どうしたら良いのですか？

今度は協定の基準をクリアしているか確認して、
その証拠として原産品であることを明らかにする
ための資料を作成します！



輸出者

原産品であることを明らかにする資料とは・・・

<Ⅳ-1：CTCルールの対比表を作ってみよう！>

<Ⅳ-2：VAルールの計算ワークシートを作ってみよう！>

基準をクリアしているか検証して、クリアしている場合はその証拠として原産品であることを明らかにする資料を作成し、保存する必要があります。

EPAの基本のキ！でご案内した通り、輸入国税関から原産品であることの確認を受ける可能性があるためです。

POINT!

根拠書類にはルール毎に名称があります。

- 関税分類変更基準（CTCルール）
対比表
- 付加価値基準（VAルール）
計算ワークシート

対比表作成のために必要な裏付け資料

輸出産品の生産工程表、総部材表から構成材料の全てを書き出し、それらのHSコードを確認

用意するもの

製造工程表・総部材表 など

製造工程フロー

製品名 : ちょうつがい
製品番号 : epa-15
製造工場 : 株式会社ばたふらい 埼玉工場

投入部材

ステンレス板

ステンレス棒

生産工程

ステンシャーリング加工

切 断

プレス加工

セット (組立)

検査梱包

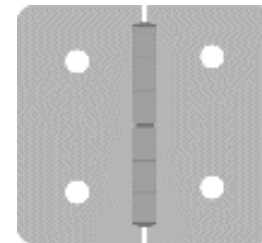
出 荷

資料を用意
しました！



製品情報

製品名 : ちょうつがい
製品番号 : epa-15



- 材質 : ステンレス (SUS304)
- 2つ穴
- ネジは付属されていない

HSコードを
確認する



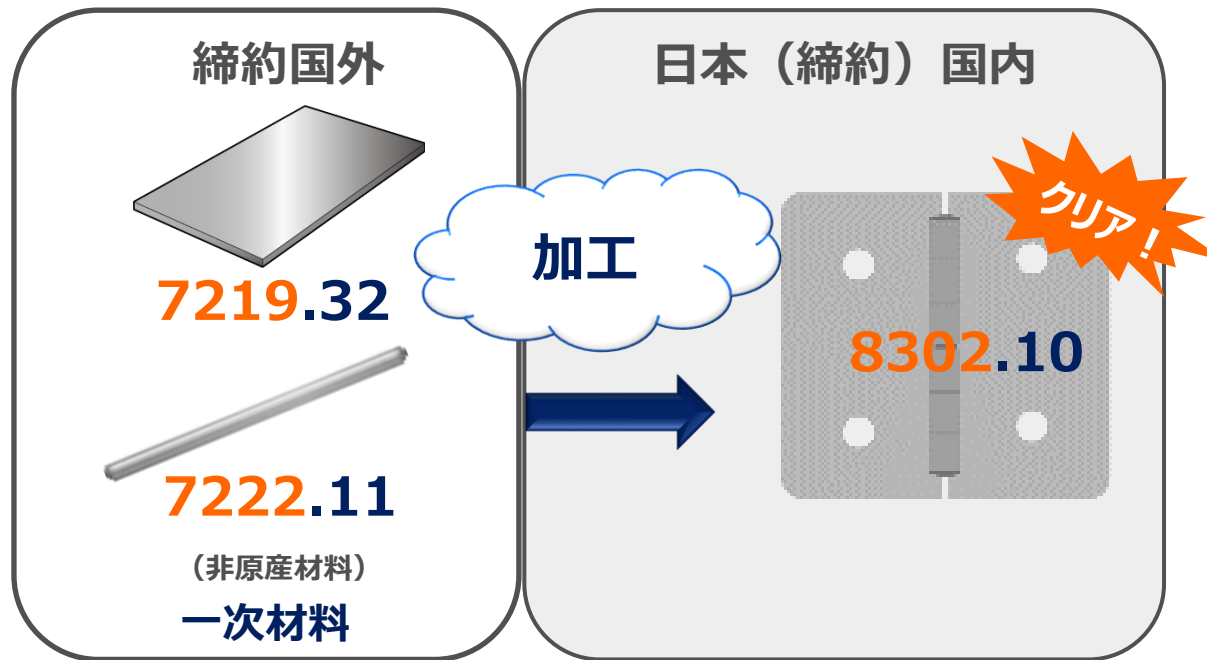
材料	HSコード
ステンレス板	7219.32
ステンレス棒	7222.11

※小売用のこん包材料・容器は考慮しなくて良い

調べた材料のHSコードと輸出製品のHSコードを比較＝**原産品の確認**

CTCルール：**CTH** = 項変更

非原産材料を使用した
際の日タイ協定における
ちようつがいの基準の1つ



対比表を作成する＝**原産性の立証**

原産性の確認資料（CTC証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社たふらい	関 理	epa-15
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	承認者氏名（任意入力）
	12-3456-789	

※1：どちらか入力

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社たふらい	日本	埼玉工場
(4) 生産工場住所		
埼玉県さいたま市工場町 1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国 ※2
日タイEPA	

※2 日アセアン協定の場合は必須

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつかい HINGE 品番：epa-15	830210	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠(サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ステンレス板	721932		○	
ステンレス棒	722211		○	

ポイント

説明・注意点

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

- (1) 資料作成企業名 企業として責任を負うべき資料であるため、企業名は必須
- (2) 資料作成者氏名 資料作成の際の情報として、あると好ましい
- (3) 資料作成者品番 自社の品番がわかるように記載
- (4) 資料作成者メールアドレス※1 連絡先をどちらか記載
- (5) 資料作成者電話番号※1 連絡先をどちらか記載

2. 生産者情報

- (1) 生産者名 実際に生産を行った企業名を記載
- (2) 生産国 日本で生産されていることが必須（最も重要）
- (3) 生産工場名 本社ではなく、実際に生産された工場名および住所を記載
- (4) 生産工場名住所 生産場所を特定するため、住所は番地まで記載

3. 協定名、輸入通関国

- (1) 使用協定 複数の協定が締結されている国では、利用する協定を記載
- (2) 輸入通関国 多国間協定の場合は同一輸出品でも国が異なることで異なるHSコードに分類される可能性があるため、記載

4. 産品情報

- (1) 品名 製品名（一般名称）、品番、英語名称も記載するとよい
- (2) HSコード6桁 輸入国にて確認をしたものがよい
- (3) 使用判定基準 品目別原産地規則に記載されている規則（CC、CTH、CTSHの何れか）を記載

5. CTCによる判定作業

- (1) 使用材料名称 HSコードの分類根拠（一般名称、素材名など）が分かる形で記載
- (2) HSコード 可能であれば輸入国にて、難しい場合であってもHSコードの分類ルールが分かる人が分類することが望ましい。利用協定が採用するHSバージョンにて分類する
- (3) 原産・非原産の区別 原産の可能性のある材料であっても、EPAの原産であること(原産品の基準クリア+根拠書類あり)が立証されていない場合は、非原産とする
- (4) 原産材料の根拠（サプライヤー名） 原産である場合は、その根拠を記載。非原産の場合は記載しなくてよい

計算ワークシート作成のために必要な裏付け資料

用意するもの

製造工程表・総部品表 原価計算表（無い場合は材料の仕入伝票など）

製造工程フロー

製品名：ちょうつがい
製品番号：epa-15
製造工場：株式会社ばたふらい 埼玉工場

投入部材

ステンレス板

ステンレス棒

生産工程

ステンシャーリング加工

切 断

プレス加工

セット（組立）

検査梱包

出 荷

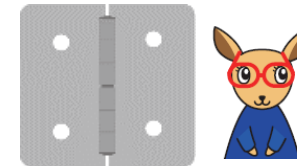
資料を用意
しました！



原価を
確認する

原価計算表

製品名：ちょうつがい
製品番号：epa-15



資料を用意
しました！

	金額
ステンレス板/1個あたり	200円
ステンレス棒/1個あたり	100円
経費・利益	680円
国内販売価格	980円

材料	金額
ステンレス板	200円
ステンレス棒	100円
経費・利益	680円
輸出品	金額
ちょうつがい	980円

※小売用のこん包材料・容器の金額も材料費として計上

VAの基準値をクリアしているか計算＝**原産品の確認**

非原産材料を使用した
際の日タイ協定における
ちょうつがいの基準の1つ

VAルール：**QVC40** = **VAルール40%以上**



控除方式の計算方法

$$\frac{\text{取引価格} - \text{非原産材料費}}{\text{取引価格}} \times 100 = \text{付加価値率}$$

※全ての協定で採用されている控除方式の場合

今回の原産資格割合

$$\frac{980\text{円} - 300\text{円}}{980\text{円}} \times 100 = \text{69\%}$$

クリア！

計算ワークシートを作成する＝**原産性の立証**

原産性の確認資料（VA証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました。

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社ばたふらい	関 るい	epa-15
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	(6) 承認者氏名（任意入力）
	12-3456-789	

※1：どちらかを入力

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社ばたふらい	日本	埼玉工場
(4) 生産工場住所		
埼玉県さいたま市工場町 1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国 ※2
日タイEPA	

※2 日アセアン協定、RCEP協定の場

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい HINGE 品番：epa-15	830210	VA 40% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果	
¥980		69%	
(3) 使用材料名称	(4) 金額 [円]	(5) 原産・非原産の区別 原産 非原産又は 原産性未確認	(6) 原産材料の根拠（サプライヤー名）
ステンレス板	200.00	○	
ステンレス棒	100.00	○	
(7) 原産材料費 計	0.00		
(8) 非原産材料費 計	300.00		
(9) 非材料費	680.00		
(10) FOB－非原産材料費	680.00		

ポイント

説明・注意点

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	企業として責任を負うべき資料であるため、企業名は必須
(2) 資料作成者氏名	資料作成の際の情報として、あると好ましい
(3) 資料作成者品番	自社の品番がわかるように記載
(4) 資料作成者メールアドレス ※1	連絡先をどちらか記載
(5) 資料作成者電話番号 ※1	連絡先をどちらか記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	実際に生産を行った企業名を記載
(2) 生産国	日本で生産されていることが必須（最も重要）
(3) 生産工場名	本社ではなく、実際に生産された工場名および住所を記載
(4) 生産工場名住所	生産場所を特定するため、住所は番地まで記載

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	複数の協定が締結されている国では、利用する協定を記載
(2) 輸入通関国	多国間協定の場合は同一輸出品でも国が異なることで異なるHSコードに分類される可能性があるため、記載

4. 産品情報

(1) 品名	製品名（一般名称）、品番、英語名称も記載するとよい
(2) HSコード6桁	輸入国にて確認をしたものがよい
(3) 使用判定基準	品目別原産地規則に記載されていた閾値（VA●%）を記載

5. VAによる判定作業

(1) FOB価格	船積み時の価格。※生産者の方が計算する場合は、輸出者へ販売する国内価格
(2) 計算結果	FOB-VNM/FOB×100の計算式に当てはめて割り出す、付加価値率
(3) 使用材料名称	一般名称、素材名などが分かる形で記載
(4) 金額	輸出品1つあたりにかかる材料それぞれの単価
(5) 原産・非原産の区別	原産の可能性のある材料であっても、EPAの原産であること（原産品の基準クリア+根拠書類あり）が立証されていない場合は、非原産とする
(6) 原産材料の根拠（サプライヤー名）	原産である場合は、その根拠を記載。非原産の場合は記載しなくてよい



ここまでが復習じゃった。
今の復習が難しかった方は、是非、次回以降の
「IV-1：CTCルールの対比表を作ってみよう！」
「IV-2：VAルールの計算ワークシートを作ってみよう！」
を受講いただければ幸いじゃ。

ここからが、今回のワークショップ本編じゃ！
いままでの方法でクリアできなかった場合の
対処方法について2つ解説するぞ！

- サプライヤー証明書
- デミニマスルール

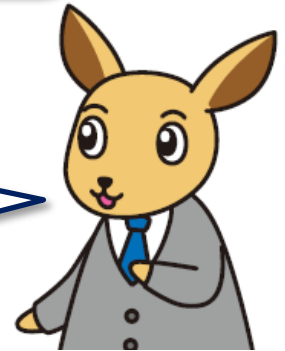
サプライヤー証明書とは



生産者

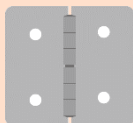
国内生産している材料を非原産材料として
検証しましたが、基準がクリアできませんでした。
その場合には、どうすればよいですか？

国内生産している材料も輸出産品と同様に
原産性を確認し、材料の生産者から
サプライヤー証明をもらう方法があります。



輸出者

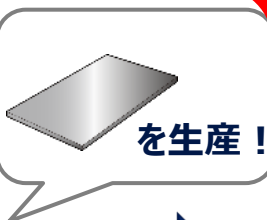
サプライヤーとは



ちょうつがい

を輸出する場合…

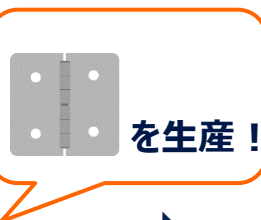
※輸出品の原産性を生産者が確認する場合



販売

サプライヤーとは…

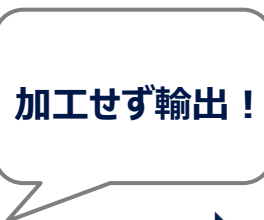
輸出品ではなく、
輸出品の材料の生産者。
輸出品の材料が
原産材料であることの
証明をすることができる。



販売

生産者とは…

輸出品の生産者。
輸出品が**原産品**である
ことの証明をすることが
できる。



締約国へ輸出

輸出者とは…

輸出品を締約国へ輸出。
生産者から、輸出品が
原産品であることの誓約を
もらい、**原産地証明書**
(自己申告書)を作成で
きる。





サプライヤー証明書とは

サプライヤー証明書とは、**材料を生産する企業が原産材料であることを証明する書面**のことをいいます。部品・材料を日本で生産するサプライヤーは、生産者からの依頼を受け、当該部品・材料に定められた協定の品目別原産地規則を満たすことを検証し、品目別原産地規則を満たす場合は、原産材料としてサプライヤー証明書を発行します。

※検認の関係で、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出が求められる可能性があります。

POINT!

輸出品の材料が日本で製造されていて、協定上その材料の品目に規定されている品目別原産地規則をクリアしている場合は、原産材料として扱えます。

原産材料とは



サプライヤー証明書の定義でも述べた通り、産品を構成する部品・材料を原産材料として扱うためには**当該部品・材料に定められた協定の品目別原産地規則を満たすこと**をサプライヤーで確認する必要があります。

単に日本で生産されていることを確認するだけでなく、**産品同様の証明作業**が必要となる点にご注意ください。

EPAにおける「原産材料」の考え方

POINT!

① 日本で実質的な生産・加工

② 品目別原産地規則をクリアしている

③ 原産品であることを明らかにするための資料がある

①だけでは
不十分

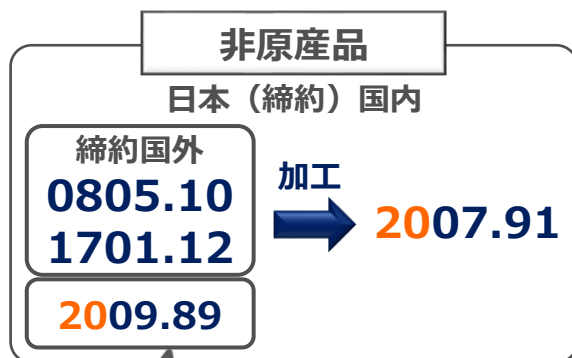
上記3つの条件が揃わない場合、材料も**原産材料として認められません！**

サプライヤー証明書が必要なとき①



輸出品の原産性をCTCルールで証明する場合

利用協定：RCEP協定
輸出品：マーマレード（2007.91）
品目別原産地規則：CC の場合



非原産材料である場合、要件を満たさず・・・
国内生産でサプライヤー証明書をもらえれば、
原産材料に・・・



サプライヤー証明書取得により原産材料は
HSコードの変更が不要に！



協力します！



サプライヤー証明書が必要なとき②



輸出品の原産性をVルールで証明する場合

※CTCも選択できるが、RVC40を選択した場合

利用協定：RCEP協定
輸出品：ちょうつがい（8302.10）
品目別原産地規則：RVC40 の場合



非原産品		
取引価格 600円		
ステンレス棒 150円	ステンレス板 240円	付加価値 210円
非原産 材料費	非原産 材料費	経費・利益
材料費		35%

非原産材料である場合、要件を満たさず・・・
国内生産でサプライヤー証明書をもらえれば、
原産材料に・・・



原産品 クリア！		
取引価格 600円		
ステンレス棒 150円	付加価値 (240円+210円) 450円	
非原産 材料費	原産 材料費	経費・利益
材料費		75%

サプライヤー証明書取得により原産材料費
を付加価値に足して良いことに！



協力します！





サプライヤー証明書の作成例示

🍌 サプライヤーが生産者宛に作成する書類の例示



サプライヤーにて作成
社内保管

原産性確認
資料を元に作成

以下の項目を記載

品目名
HSコード
協定名
判定基準
製造場所 etc..

RCEP協定においてステンレス板
(SUS304) のHSコード7219.32に規定される
品目別原産地規則 (CTSH又は
RVC40) に従って、原産性を確認するのね！

サプライヤー証明書

(生産者名) 殿		年 月 日	
		(サプライヤー名)	
		法人名	
		住所	
		部署名	
		氏名	
		連絡先	
当社の下記製品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。			
記			
(該当する製品)			
品名 (英文)	製造番号 (型番)	HSコード	判定基準 生産場所 (住所・工場名)
〇〇〇 (XXX)	AB1122/CD-I	〇〇〇〇	CTC (項変更) 〇〇県〇〇市口口 △△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	〇〇〇〇	VA (基準値40%以上) 〇〇県〇〇市口口 本社工場

対比表、計算ワークシートの記載例示



1. 資料作成者（判定依頼者）情報 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました ☐

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社たふらい	関 るい	epa-15
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	承認者氏名（任意入力）
	12-3456-789	

※1：どちらか入力

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社たふらい	日本	埼玉工場
(4) 生産工場住所		
埼玉県さいたま市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
RCEP	タイ

※2 RCEPの場合は必須

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
マーマレード	200791	CC 2桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠(サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
オレンジ	080510		○	
砂糖	170112		○	
レモン果汁	200989	○		サプライヤーからの資料（○○株式会社△△工場）

対比表、計算ワークシートに記載すべき項目

- ① 原産材料である旨の記載
- ② 原産材料を供給したサプライヤーの名称
- ③ 工場名等、サプライヤー証明書との紐づけに必要な情報

デミニマスルールとは



生産者

産品がCTCルールをクリアできず、
サプライヤー証明も用意できない場合、
もう日本原産品と言えないのですか？

ルーちゃん、あきらめるのはまだ早いです。
「デミニマスルール」を適用できる材料であれば、
まだ可能性はあります！



輸出者

CTCルールをクリアできなくても・・・



CTCルールを使用する際、HSコードの変更要件をクリアしていない非原産材料であったとしても、その材料が輸出品に占める割合が僅かである場合、協定に定められた基準を満たすことを証明することが出来れば、HSコードの変更要件をクリアしていない非原産材料であっても、無視することが出来る規定です。協定によって、「**デミニマスルール**」、「**許容限度**」等で規定されています。

POINT!

デミニマスルール、許容限度とは・・・

- 利用協定により適用できる産品が異なります
- 輸出品毎に規定が異なります
- 基準が「価格」であることと、「重量」であることがあります

※「デミニマス(de minimis)ルール」は、「僅少の非原産材料」とも呼ばれております。
「許容限度」は「トレランス(tolerance)」とも呼ばれております。

デミニマスルール比較表



協定ごとの規定の一覧は、日本税関の資料「我が国の原産地規則」掲載の「僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表」をご参照下さい。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf#page=65

※資料の場所はこちらをご参照下さい。

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



「EPA原産地規則について」(詳細版) [PDF]

デミニマスルールを検討する場合の例示



CTCルールで変更要件を満たさない非原産材料がある場合

利用協定：RCEP協定
輸出品：マーマレード（2007.91）
品目別原産地規則：CC の場合



利用協定	対象品のHSコード	デミニマスルール
RCEP協定	2007.91	FOB価額の10%以下



非原産材料である場合、要件を満たさず…
海外から購入しているため、サプライヤー証明書は取得できず…



$\text{¥15} / \text{¥300} \times 100 = 5\% \leq 10\%$
デミニマスルールの範囲内です!



デミニマスルールを適用する際の対比表の記載例示



1. 資料作成者（判定依頼者）情報 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました ☐

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
株式会社たふらい	関 るい	epa-15
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	承認者氏名（任意入力）
	12-3456-789	

※1：どちらか入力

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
株式会社たふらい	日本	埼玉工場
(4) 生産工場住所		
埼玉県さいたま市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
RCEP	タイ

※2 RCEPの場合は必須

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
マーレード	200791	CC 2桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠(サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
オレンジ	080510		○	
砂糖	170112		○	
レモン果汁	200989		○	デミニマス：材料価額/FOB=¥15/¥300=5%≦10%



対比表に記載すべき項目

- ① 輸出品の価格
- ② デミニマスルールを適用した非原産材料の価格
- ③ 輸出品の価格とデミニマスルールを適用した非原産材料の価格比
- ④ 利用協定に規定されるデミニマスルールの基準値以下である根拠



価格の根拠となる社内資料も、一緒に保管する必要があります！

これにて講義の全パート終了です！

アリガトウゴザイマス！
EPAゼイリツ、テキヨウになりました！！



免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。
当事務所が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。
当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。